

ほほえみ

介護保険



UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版
KG013030-1810390

長与町役場 介護保険課

☎883-1111

長与町地域包括支援センター

☎887-3008

お気軽にご相談ください！

長与町地域包括支援センター

☎887-3008 (役場 介護保険課内)

地域包括支援センターでは こんな相談を受け付けています

高齢者本人からだけでなく、家族、近隣に暮らす人からも高齢者に関する相談を受け付けています。



健康や介護のこと

- 今の健康を維持したい
- 心身の衰えが気になる
- 介護保険のサービスを利用したい

財産や権利のこと

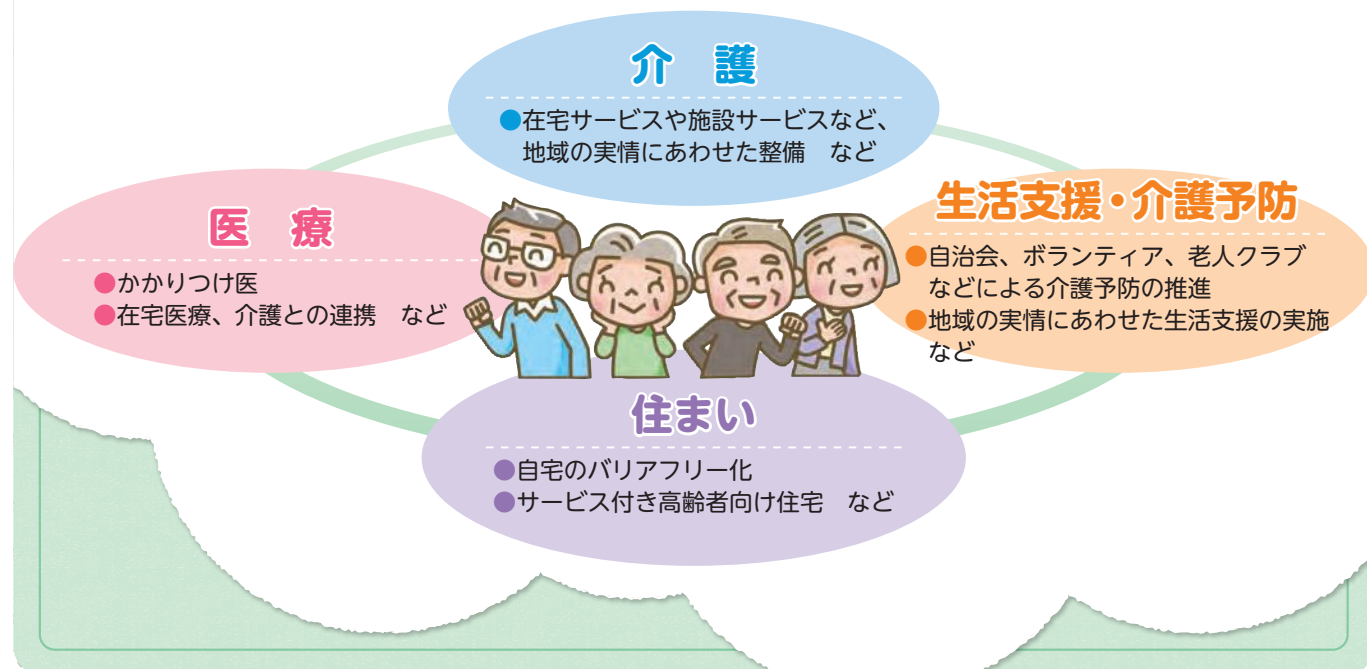
- ひとり暮らしで財産の管理が心配
- 悪質商法にだまされた
- 虐待を受けている

こんなことも相談 してください

- 近所で虐待を受けているらしい人がいる
- ひとり暮らしの高齢者がよく徘徊している

進めています 安心のためのネットワークづくり 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、その地域に必要なサービスや施設を整備し、介護保険をはじめとした一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケアシステム（地域包括ケア）」が進められています。長与町と介護、医療、保健、福祉がお互いに連携し、包括的な支援と一体的なサービスを提供します。



介護保険のしくみ

介護保険は40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護や支援が必要になったときにサービスが利用できる、支え合いの制度です。お住まいの長与町が運営しています。

わたしたち (40歳以上の人)

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するための申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担を支払います。

65歳以上の人（第1号被保険者）



介護や支援が必要になったときに、長与町の認定を受けてサービスが利用できます。

どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

保険証 65歳になったら交付されます。

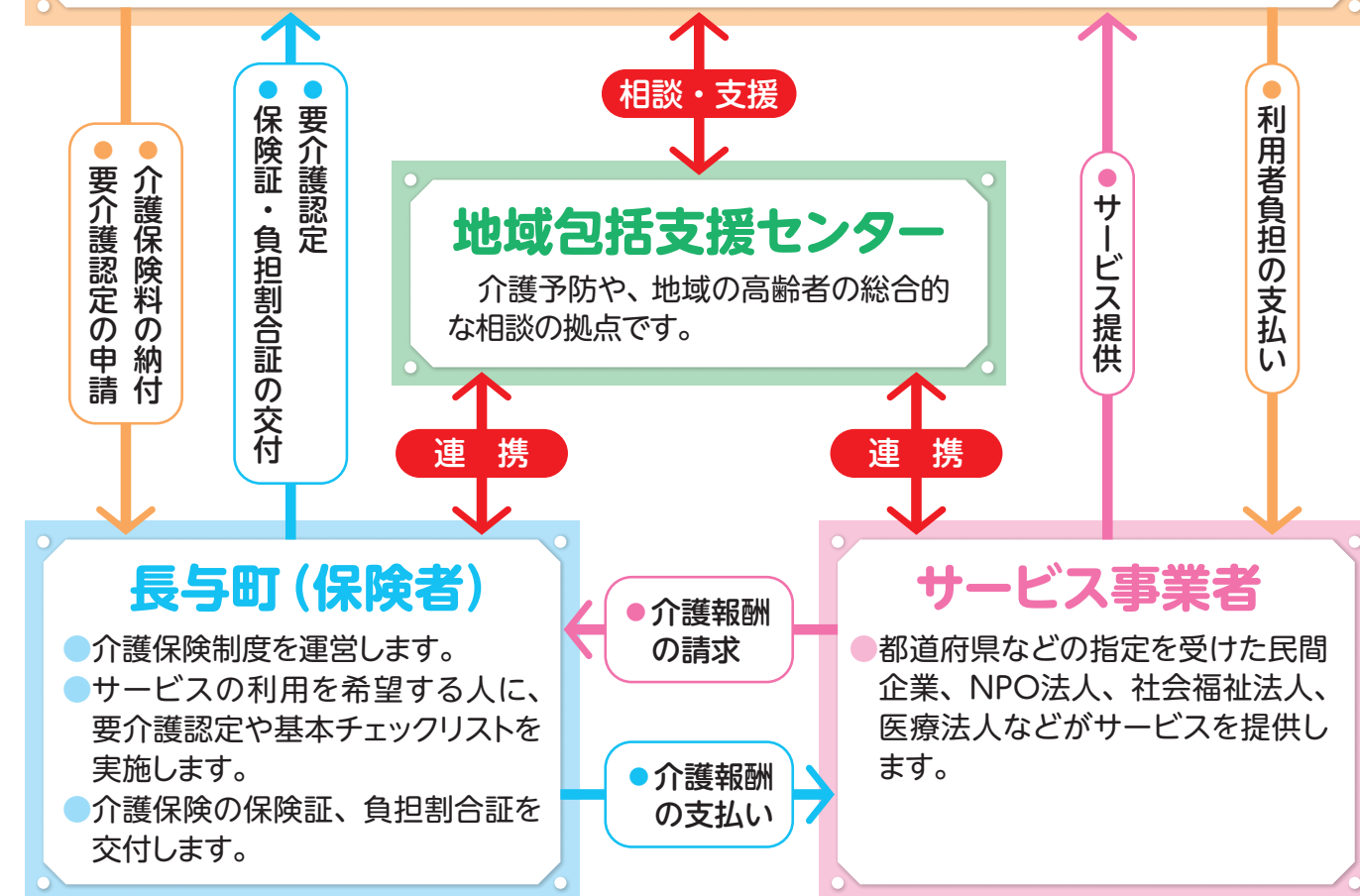
40～64歳の人（第2号被保険者）



特定疾病で介護や支援が必要になったときに、長与町の認定を受けてサービスが利用できます（交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません）。

保険証 認定を受けた場合などに交付されます。

要介護認定を受けている人などには、保険証とは別に、介護保険負担割合証が交付されます。



介護保険料

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」と、みなさんが納める「介護保険料」を財源として運営されています。誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の人の保険料の納め方

受けとっている年金額（年額）によって、納め方が2種類に分かれています。

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、

年額**18万円以上**の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。



年金が年額18万円以上でも
普通徴収で納めることがあります

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が、

年額**18万円未満**の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を長与町に個別に納めます。



口座振替がおすすめです

普通徴収の納付には、便利で確実な口座振替がおすすめです。次のものを持って長与町指定の金融機関で手続きしてください。

- 介護保険被保険者証
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）

保険料を滞納していると

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、3割（▶P8）ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用した際の利用者負担の割合が3割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割の人が滞納した場合は、4割になります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに長与町の介護保険課にご相談ください。

65歳以上の人の保険料の決まり方

65歳以上の人の保険料は、長与町で介護保険のサービスに必要な費用をもとに決まります。下記のように算出された「基準額」から、みなさんの所得に応じて段階的に保険料が決定されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準額} \\ \text{63,600円} \\ \text{(年額)} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{長与町で介護保険給付} \\ \text{にかかる費用} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の人の} \\ \text{負担分} \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{長与町の} \\ \text{65歳以上の人数} \end{array}$$

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります

令和8年度の介護保険料

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準額 ×0.285	18,200円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	30,900円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.685	43,600円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の人	基準額 ×0.9	57,200円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円超の人	基準額	63,600円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	76,300円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	82,700円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	95,400円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	108,100円
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	120,800円
第11段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	133,600円
第12段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	146,300円
第13段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4	152,600円

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り住民税課税とみなす場合があります。

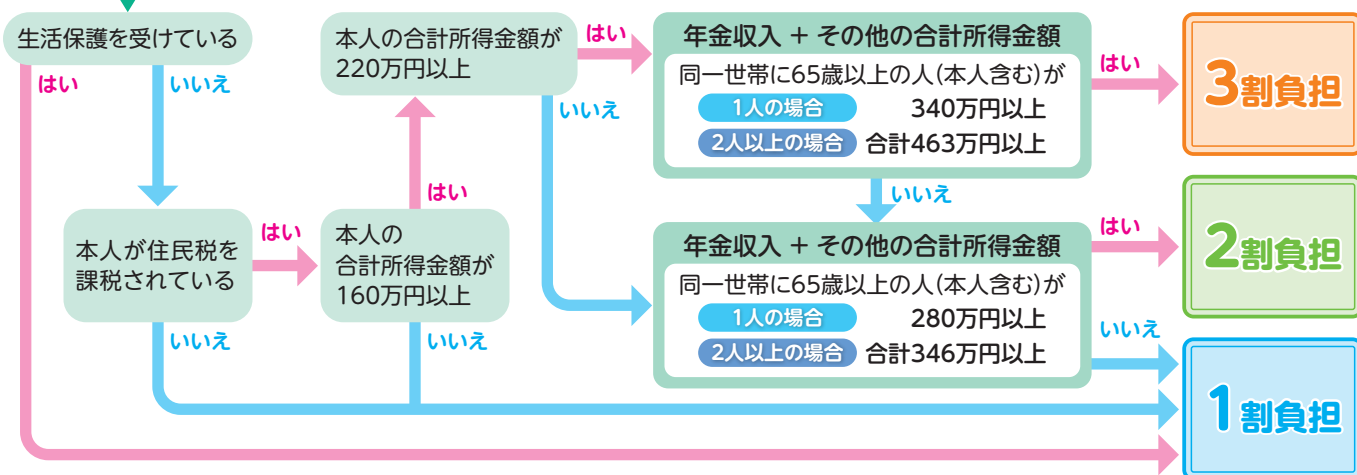
☀ 利用者の負担

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービスにかかった費用の**1割、2割、3割**をサービス事業者に支払います。

収入などにより利用者負担の割合が決まります

利用者の負担割合は、利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。長与町から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。

65歳以上の人 ●40～64歳の方は所得等にかかわらず1割負担です。



介護保険で利用できる額には上限があります

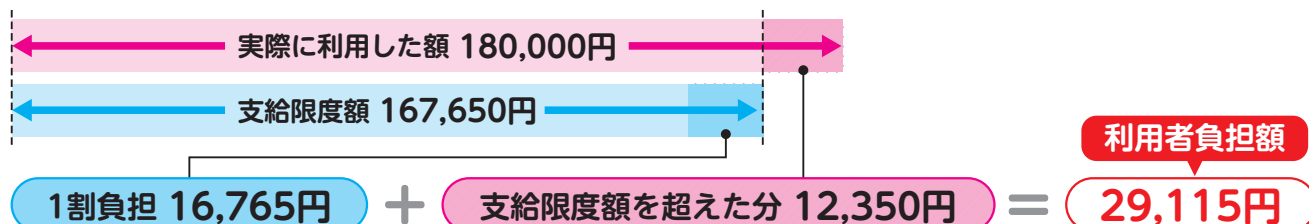
在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合は1割、2割、3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担になります。

主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合で、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。
※事業対象者は、原則として要支援1の支給限度額が設定されています。

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）



介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

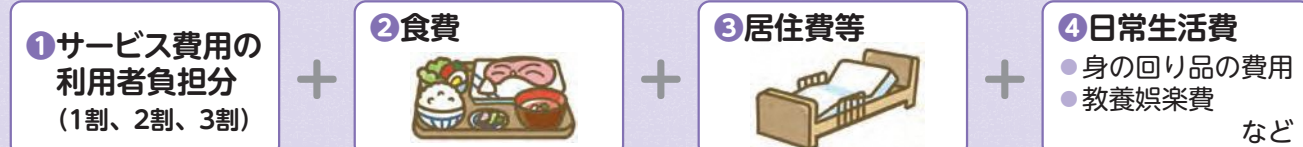
利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分		上限額（世帯合計）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		44,400円
●住民税世帯非課税等		24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万9,000円以下※の人 ●高齢福祉年金の受給者 ※令和8年8月から 82万6,500円以下に変わります。		15,000円（個人）
●生活保護の受給者		15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円

●長与町に「高額介護（予防）サービス費支給申請書」を提出してください。

施設を利用するサービスの利用者負担

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円、697円※ (915円)	1,445円 【1,545円】

令和8年8月から 食費が【 】内の金額に変わります。

※介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の金額です（ショートステイ利用時も同様）。

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

●特定入所者介護サービス費等

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。くわしくは長与町の窓口へお問い合わせください。

利用できるサービス

サービスを利用したときには、サービス費用のめやすの**1割、2割、3割**を利用者が負担します。利用者の負担については、P8をご覧ください。

在宅サービス

訪問を受けて利用する

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
要介護 訪問介護 (ホームヘルプ) 要支援 訪問型サービス サービス・活動事業	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。 ■ サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します) 要介護1～5 【身体介護中心・20分以上30分未満の場合】…………… 2,440円 【生活援助中心・20分以上45分未満の場合】…………… 1,790円 【通院時の乗車・降車等介助・1回につき】…………… 970円 要支援の人が利用する訪問型サービスはサービス・活動事業からの提供になります。 P15へ
要介護 訪問入浴介護 要支援 介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助をします。 ■ サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します) 要介護1～5 【1回につき】 12,660円 要支援1・2 【1回につき】 8,560円
要介護 訪問リハビリテーション 要支援 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリを行います。 ■ サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します) 要介護1～5 【1回につき・20分間の場合】 3,080円 要支援1・2 【1回につき・20分間の場合】 2,980円

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
要介護 訪問看護 要支援 介護予防訪問看護	疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。 ■ サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します) 要介護1～5 【訪問看護ステーションから・30分未満の場合】 4,710円 【病院または診療所から・30分未満の場合】 3,990円 要支援1・2 【訪問看護ステーションから・30分未満の場合】 4,510円 【病院または診療所から・30分未満の場合】 3,820円
要介護 居宅療養管理指導 要支援 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。 ■ サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します) 要介護1～5 / 要支援1・2 【医師が行う場合・1か月に2回まで】 5,150円

通所して利用する

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
要介護 通所介護 (デイサービス) 要支援 通所型サービス サービス・活動事業	通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 ■ サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します) 要介護1～5 【通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合】 6,580円～11,480円 ※送迎を含む。 要支援の人が利用する通所型サービスはサービス・活動事業からの提供になります。 P15へ
要介護 通所リハビリテーション (デイケア) 要支援 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを、日帰りで行います。 ■ サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します) 要介護1～5 【通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合】 7,620円～13,790円 ※送迎を含む。 要支援1・2 【月単位の定額】 22,680円・42,280円 ※送迎、入浴を含む。

通所して利用する

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
要介護 短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
要支援 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します)
	要介護1～5 要支援1・2 【併設型・多床室の場合】 【併設型・多床室の場合】 【1日につき】 【1日につき】 6,030円～8,840円 4,510円・5,610円
要介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所している人に、日常生活上の支援やリハビリなどを行います。
要支援 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します)
	要介護1～5 要支援1・2 【多床室の場合・1日につき】 【多床室の場合・1日につき】 8,300円～10,520円 6,130円・7,740円

在宅に近い暮らしをする

サービスの種類	サービスの内容と費用のめやす
要介護 特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。
要支援 介護予防特定施設入居者生活介護	サービス費用のめやす (このうち1割、2割、3割を利用者が負担します)
	要介護1～5 【1日につき】5,420円～8,130円 要支援1・2 【1日につき】1,830円・3,130円

居宅での暮らしを支える

サービスの種類	サービスの内容と費用について
要介護 住宅改修費支給	事前に長与町へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。
要支援 介護予防住宅改修費支給	工事前に長与町へ申請が必要です
	サービス費用について ●20万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者は負担割合分を支払います。



サービスの種類

サービスの内容と費用について

要介護

福祉用具貸与

要支援

介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を貸与します。

- 要介護**
- 車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台
 - 特殊寝台付属品 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器
 - 手すり(工事をとみなわないもの)
 - スロープ(工事をとみなわないもの)
 - 歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器
 - 移動用リフト(つり具の部分を除く)
 - 自動排泄処理装置(原則として要介護4・5の人のみ)

要支援

- 手すり(工事をとみなわないもの)
- スロープ(工事をとみなわないもの)
- 歩行器 ●歩行補助つえ



要支援1・2および要介護1の人には、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)は原則として保険給付の対象となりません。

サービス費用について

- 用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額(P8)が適用されます。

次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

要介護

特定福祉用具販売

要支援

特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を指定の業者から購入した際に、購入費が支給されます。

長与町へ申請が必要です

サービス費用について

- 同年度で10万円を上限に費用の一部が介護保険から支給され、利用者は負担割合分を支払います。

福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

施設サービス

●要支援1・2の人は利用できません。



施設に入所する

サービスの種類	サービスの内容
要介護 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、日常生活上の支援や介護を行います。 ●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。
要介護 介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリを中心としたケアを行います。
要介護 介護医療院	長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性にあわせたサービスです。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。原則、他の市区町村のサービスは受けられません。

住み慣れた地域で利用する

サービスの種類	サービスの内容
要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。 
要介護 小規模多機能型居宅介護 要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。
要介護 夜間対応型訪問介護	夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
要介護 認知症対応型通所介護 要支援 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
要介護 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを柔軟に提供します。
要介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 要支援2のみ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の人が共同生活する住宅でサービスを提供します。 
要介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。 ●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。
要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人のための介護サービスです。
要介護 地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護です。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、長与町が行う介護予防のための事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活にあわせたサービスや活動を利用することができます。

●内容や費用などは市区町村によって異なります。くわしくは地域包括支援センターにお問い合わせください

要支援1・2と認定された人や、事業対象者が利用できる「サービス・活動事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

サービス・活動事業**要支援1・2****事業対象者**

介護サービス事業者等が提供するサービスが利用できます。

訪問型サービス

介護サービス事業者による、介護予防を目的とした食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を受けられます。また、ボランティアによる生活援助や保健・医療の専門職による健康に関する短期的な指導など、多様なサービスや活動が受けられます。

通所型サービス

介護サービス事業者による通所介護施設での機能訓練やレクリエーション、食事・入浴などの支援を受けられます。
特に運動機能向上に特化した専門職による短期的な指導（通所サービスC）は、自立した生活を目指します。



一般介護予防事業**65歳以上のすべての人**

※要介護認定や基本チェックリストを受けなくても利用できます。

65歳以上のすべての人を対象とした、介護予防のための事業です。介護予防に関する講座・講演会の開催や、地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

